

## 福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画香椎四、六丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	香椎四、六丁目地区地区計画	
位 置	福岡市東区香椎四丁目及び香椎六丁目の各一部	
面 積	約 2.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>福岡市東部の『副都心』として位置づけられた「香椎地区」は、JRの香椎操車場跡地を中心とした香椎地区副都心整備計画の実施により、より高次な都市機能への移行や、商業・業務施設の集積が見込まれている。</p> <p>当地区は、副都心から南東へ約1kmに位置する主要地方道福岡東環状線の沿線であり、「JR香椎新宮駅」の開設に伴い、商業・利便施設の集積が進行しつつある。</p> <p>今後も、後背人口の増加等により、日常生活品の供給等を目的とした商業・利便施設の集積が見込まれるため、周辺住宅地の良好な環境に配慮した健全で良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>JR駅前及び幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の住環境に配慮した健全な利便施設等の集積を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の良好な住宅地環境との調和を図った健全な利便施設の誘導を行うとともに、良好な市街地環境の形成を図ることを目標として、建築物等の用途の制限を定める。</p>

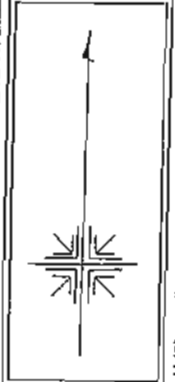
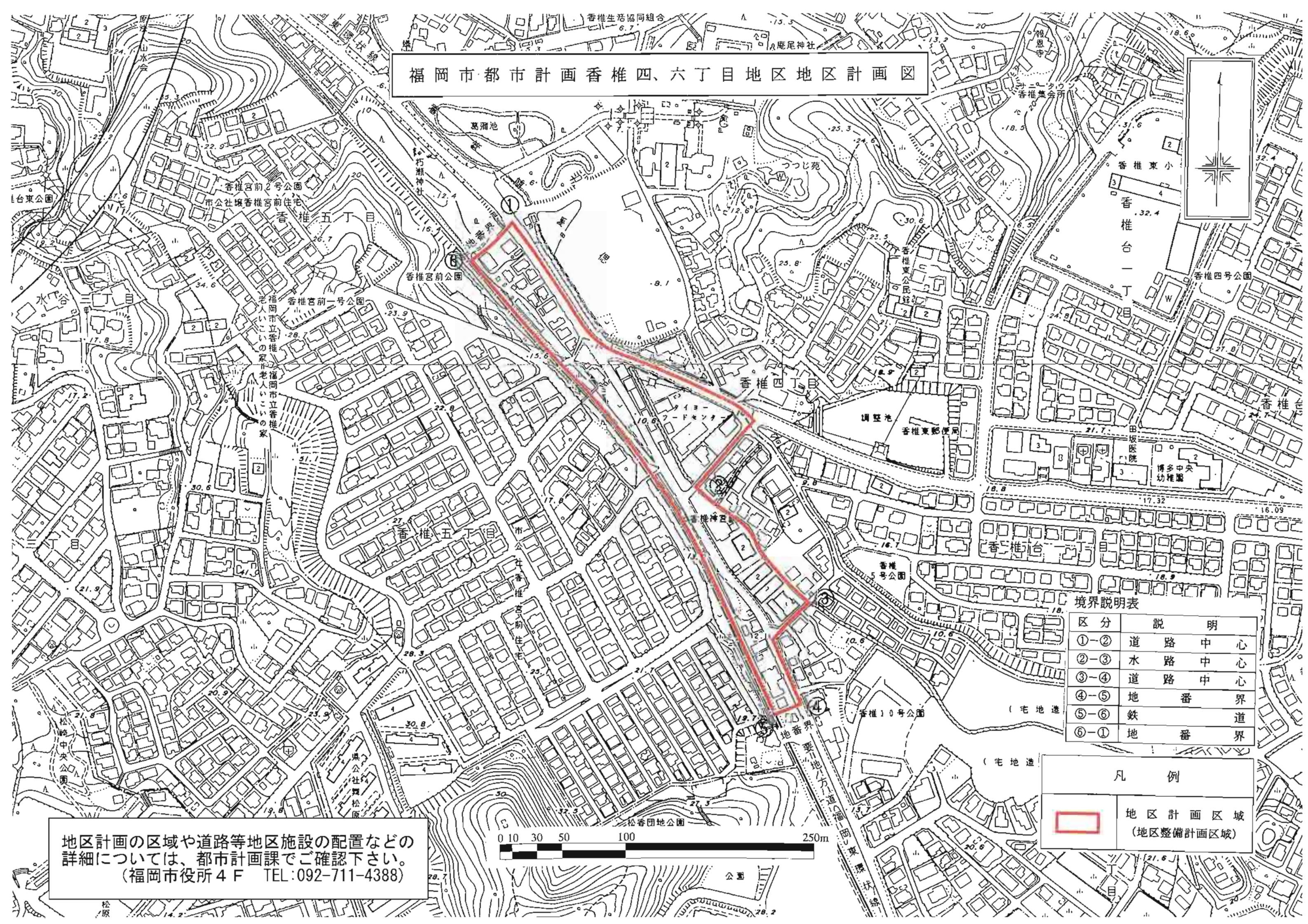
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p> <p>2) 建築基準法別表第二(へ)項第二号に掲げる工場</p> <p>3) 建築基準法別表第二(と)項第三号に掲げる工場</p>
--------	------------	------------	---

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。


# 福岡市都市計画香椎四、六丁目地区地区計画図

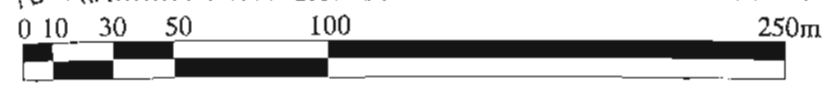


境界説明表

区分	説明
①-②	道路中心
②-③	水路中心
③-④	道路中心
④-⑤	地番境界
⑤-⑥	鉄道
⑥-①	地番境界

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
---	----------------------



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)